

## 佐世保市防衛関連産業技術力向上支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、佐世保市内の造船・防衛関連企業が、人材育成の取組及び人材育成に資する研修機材の導入を実施する際に、予算の定めるところにより補助金を交付することによって、造船・防衛関連企業における技術力の向上・継承を促進し、受注機会の拡大を目指すことで、造船・防衛関連産業の振興を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 造船・防衛関連産業 造船業に関わる産業又は自衛隊や基地との取引に関わる産業をいう。
- (2) 造船・防衛関連企業 造船・防衛関連産業を直接的又は間接的に事業として行っている企業及び同産業への新規参入を計画している企業をいう。
- (3) 団体等 造船・防衛関連企業2社以上で構成されるもの又は造船・防衛関連企業が所属している組合等の団体をいう。
- (4) 人材育成事業 造船・防衛関連企業及び団体等が、経営課題・技術課題を解決するために、研修会、講習会等の実施や従業員の新たな資格取得に向けた取組を行うことをいう。
- (5) 研修機材等導入事業 造船・防衛関連企業及び団体等が、人材育成に資する研修機材等（以下「研修機材等」という。）の導入を実施することをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) 市内で事業を営む造船・防衛関連企業及び団体等。

### (補助事業)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 人材育成事業 第2条第3号に掲げる事業であって、同一年度において1事業を対象とする。
- (2) 研修機材等導入事業 第2条第4号に掲げる事業であって、企業における人材育成に資する研修機材等を導入する内容であること。

2 補助対象経費は別表に掲げるとおりとする。

(補助率及び補助限度額等)

第5条 補助金の補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、千円未満は切り捨てる。

2 補助事業に対する補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の関係書類を添えて、事業着手以前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体等が申請する場合は、構成する企業者の名簿
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類
- (5) 造船・防衛関連企業であることを証する書類
- (6) その他、市長が必要と認めるもの

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに、その旨を記載した書面を市長に届け出るものとする。

(変更承認等)

第9条 補助事業者が事業計画の変更をしようとするときは、遅滞なく事業計画変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出してその承認を得なければならない。ただし、補助額の変更が20パーセント以内の減額の場合は軽微な変更として、変更承認は不要とする。

2 市長は、前項の規定による申請書を受け、内容等を検討のうえ承認した場合には、事業計画変更承認書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は当該年度の2月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第7号）次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施状況報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 事業実施のために要した経費を証する書類（写）
- (4) その他、市長が必要と認めるもの。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規程による実績報告を受けた場合には、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 市長は、前項の規程による請求に基づき、補助金を交付する。

（決定の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 申請書、その他関係書類に虚偽に記載をし、又は不正の行為があったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 補助事業の実施方法が不適切と認められるとき。
- (6) 当該年度の2月10日までに研修機材等における発注、納入、検収及び支払いを完了しなかったとき。
- (7) 役員等（補助事業者等が個人である場合にはその者を、補助事業者等が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (8) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められ

るとき。

(10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(12) その他市長が不適正と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、交付決定取消通知書（様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（財産処分の制限）

第15条 補助事業者は、取得した研修機材等について、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（書類の保存）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る書類及び帳簿等を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（事業実施後の状況報告）

第17条 補助事業者は、事業実施後5年間にわたり、事業実施後の状況報告書（様式第12号）により、事業の状況報告を行わなければならない。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和9年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日までに補助金額が確定した補助事業については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表第 1

補助対象経費・補助限度額等

補助対象事業	補助対象経費	補助限度額
(1)人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師の謝金、旅費、宿泊費、日当</li> <li>・会場借上料</li> <li>・原材料費、教材費、消耗品費</li> <li>・社内講師の賃金の一部</li> <li>・資格取得に係る経費（講習受講料等）</li> <li>・その他、市長が必要と認める経費</li> </ul>	<p>年間 1 企業あたり 1 0 0 千円。 団体等の場合は 3 0 0 千円。</p>
(2)研修機材等導入事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成に資する研修機材等の導入に係る経費</li> </ul>	<p>年間 1 企業又は 1 団体等あたり 5 0 0 千円。</p>

※消費税及び地方消費税に相当する額を含まないとする。

※(1)(2)の両事業を申請する場合の補助限度額は、それぞれの補助限度額を合算したものである。